

新旧対照表

1 計画書

<旧>	<新>
<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宇和島市</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 “牛鬼の里うわじま” <u>どぶろく</u> 特区</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 宇和島市の全域</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 (1) 位置と地勢 本市は、平成17年8月1日に旧宇和島市・旧吉田町・旧三間町・旧津島町の1市3町が合併して新たに「宇和島市」となった。 位置は愛媛県西南部にあり、北は西予市に、東は鬼北町・松野町、南は愛南町、南東部は高知県宿毛市・同県四万十市に接している。 西は宇和海に面し、入り江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸が続き、5つの有人島と多くの無人島を有し、東側の急峻な鬼ヶ城連峰は、海まで迫り、起伏の多い複雑な地形を呈している。海岸部の平野や内陸部の盆地に市街地や集落が点在し、河川の多くは宇和海へ注いでおり、三間川は清流四万十川に合流して高知県へ流れている。 有人島を含めた東西は38.15キロメートル、南北は34.94キロメートルあり、面積は469.47平方キロメートルで、地目別の土地利用は、山林が49.6%、田畑が16.8%、宅地が3.0%を占めている。 なお、<u>課税対象外の面積を含む割合では林野面積が市内面積の70.5%に上り、森林資源が非常に豊富である。</u></p> <p>(2) 気候 瀬戸内地区と太平洋沿岸地区の中間に位置し、年平均気温は16～17℃で四季を通じて温暖であり、降水量は夏期に多く、梅雨前線の影響や台風の通過が多</p>	<p>1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 宇和島市</p> <p>2 構造改革特別区域の名称 “牛鬼の里うわじま” <u>虹色酒づくり</u> 特区</p> <p>3 構造改革特別区域の範囲 宇和島市の全域</p> <p>4 構造改革特別区域の特性 (1) 位置と地勢 本市は、平成17年8月1日に旧宇和島市・旧吉田町・旧三間町・旧津島町の1市3町が合併して新たに「宇和島市」となった。 位置は愛媛県西南部にあり、北は西予市に、東は鬼北町・松野町、南は愛南町、南東部は高知県宿毛市・同県四万十市に接している。 西は宇和海に面し、入り江と半島が複雑に交錯した典型的なリアス式海岸が続き、5つの有人島と多くの無人島を有し、東側の急峻な鬼ヶ城連峰は、海まで迫り、起伏の多い複雑な地形を呈している。海岸部の平野や内陸部の盆地に市街地や集落が点在し、河川の多くは宇和海へ注いでおり、三間川は清流四万十川に合流して高知県へ流れている。 有人島を含めた東西は38.15キロメートル、南北は34.94キロメートルあり、面積は469.52平方キロメートルで、地目別の土地利用は、山林が49.6%、田畑が16.8%、宅地が3.0%を占めている。 なお、<u>林野面積が市内面積の70.5%に上り、森林資源が非常に豊富である。</u></p> <p>(2) 気候 瀬戸内地区と太平洋沿岸地区の中間に位置し、年平均気温は16～17℃で四季を通じて温暖であり、降水量は夏期に多く、梅雨前線の影響や台風の通過が多</p>

い年では年間2,500mmを超えることもある。また、西側が豊後水道（宇和海）に面し、東側に1,000m級の高峰が連なることから、冬期は北西の季節風が吹き、海岸部と山間部では気温や降水量の差がみられ、山間部では積雪や結氷もみられるさまざまな気候をあわせもっている。

### (3) 人口

人口の推移は、昭和55年の110,920人をピークに、緩やかな減少傾向にあり、平成17年には89,444人となっている。世帯数も減少傾向にあり、平成17年には34,222世帯になっている。

年齢階層別の人口は、65歳以上の老年人口が全体の28.6%で、15歳未満の年少人口の約3倍と高齢化が進んでいる。

### (4) 産業

本市の平成12年の産業別就業者数の総数は46,037人で、第1次産業は全体の22.2%、第2次産業が18.8%、第3次産業が58.8%となっている。

第3次産業のうちサービス業が24.5%と大きな割合を占めており、ついで、卸売・小売業、飲食店が多くなっているが、本市における基幹産業は第1次産業である。

農業においては、柑橘類の栽培が盛んであり、内陸部は米、野菜、果樹など多様な産地を形成している。漁業においては、タイ、ハマチ、真珠、真珠母貝などの養殖が盛んに行われ、全国有数の生産地となっている。

しかしながら、柑橘栽培、養殖漁業のいずれも経営環境の悪化、後継者不足などから従事者が減少傾向にある。

### (5) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は、人口規模に比する第1次産業の割合がきわめて高い、全国的にも珍しい産業構造となっている。そこで、この海・山の資源を生かした集客交流産業の推進を目的として、グリーン・ツーリズムの振興や特産品開発に力をいれている。

い年では年間2,500mmを超えることもある。また、西側が豊後水道（宇和海）に面し、東側に1,000m級の高峰が連なることから、冬期は北西の季節風が吹き、海岸部と山間部では気温や降水量の差がみられ、山間部では積雪や結氷もみられるさまざまな気候をあわせもっている。

### (3) 人口

人口の推移は、昭和55年の110,920人をピークに、緩やかな減少傾向にあり、平成17年には89,444人となっている。世帯数も減少傾向にあり、平成17年には34,222世帯になっている。

年齢階層別の人口は、65歳以上の老年人口が全体の28.6%で、15歳未満の年少人口の約3倍と高齢化が進んでいる。

### (4) 産業

本市の平成17年の産業別就業者数の総数は42,216人で、第1次産業は全体の20.2%、第2次産業が16.1%、第3次産業が63.0%となっている。

卸売・小売業が19.0%と大きな割合を占めており、ついで、農業の12.0%となっている。

本市における基幹産業は第1次産業である。

農業においては、柑橘類の栽培が盛んであり、内陸部は米、野菜、果樹など多様な産地を形成している。漁業においては、タイ、ハマチ、真珠、真珠母貝などの養殖が盛んに行われ、全国有数の生産地となっている。

しかしながら、柑橘栽培、養殖漁業のいずれも経営環境の悪化、後継者不足などから従事者が減少傾向にある。

### (5) 規制の特例措置を講じる必要性

本市は、人口規模に比する第1次産業の割合が県の平均と比較してきわめて高い、全国的にも珍しい産業構造となっている。そこで、この海・山の資源を生かした集客交流産業の推進を目的として、グリーン・ツーリズムの振興や特産品開発に力をいれた「うわじま虹色ツーリズム事業」を展開している。



ことに、今回特区の認定における推進主体の所在地、津島町岩松地区においては、毎年11月3日に米の収穫を感謝する秋祭りが行われ、その際に練られる郷土芸能「牛鬼」は、厄を祓い来る年の豊穰を約束する。「牛鬼」により厄払いがなされ製造された「濁酒」は、「牛鬼の里うわじま」の厄を祓う濁酒」として縁起物というブランド化がはかれる。

そして、特区認定を受けることにより、市内の各地において地産地消の意識を高め、競い合い助け合いながら各地域の特色を活かした「濁酒」造りに取り組み、「牛鬼の里うわじま」ブランドの確立及び消費拡大を図っていく。

また、あわせて農家レストランの開設、生産工程見学体験等の事業を行い、誘客を促進し、都市と農村との交流による地域の活性化を図る。

完成した「濁酒」については、「産業まつり」、「コスモスまつり」、「しらうおまつり」など、各地域のイベントにおいても広く即売を行い、地域内での普及啓発活動を活発化させ、「農業者による濁酒の製造」を全市的な取り組みへと発展させていく。

また、本市は

郷土料理の種類の豊富さでも知られているところであり、「食談義・ふるさとの味まつり」などの開催にあわせて、本市特有の「郷土料理」の数々に「濁酒」や「酒かす」などを組み合わせ、環境にやさしいスローフードの推奨を行っていく。

こういった事業の取り組みにより、市民においては、地産地消の啓発や第1次産業への回帰、後継者支援を行い、都市部においては農山漁村の生活を広め、交流事業を積極的に行い、自然環境にやさしく過ごしやすい市としてのイメージを定着させ、中長期滞在者や移住者の誘致に繋げる。

その他、キウイフルーツやイチゴ、あんず、梅も多く作られており、秋にはコスモスも有名である。

このことから、希少価値の高い「果実酒」又は「リキュール」が生産できる素材がある。

ことに、今回特区の認定における推進主体の所在地、津島町岩松地区においては、毎年11月に、農作物の収穫を感謝する秋祭りが行われ、その際に練られる郷土芸能「牛鬼」は、厄を祓い来る年の豊穰を約束する。「牛鬼」により厄払いがなされ製造された「酒類」は、「牛鬼の里うわじま」の厄を祓う酒」として縁起物というブランド化が図られる。

そして、特区認定を受けることにより、市内の各地において地産地消の意識を高め、競い合い助け合いながら各地域の特色を活かした虹色の酒造りに取り組み、「牛鬼の里うわじま」ブランドの確立及び消費拡大を図っていく。

また、あわせて農家レストラン、農家民宿の開設、生産工程見学体験等の事業を行い、誘客を促進し、都市と農村との交流による地域の活性化を図る。

完成した「特定酒類」並びに「特産酒類」については、「産業まつり」、「コスモスまつり」、「しらうおまつり」など、各地域のイベントにおいても広く即売を行い、地域内での普及啓発活動を活発化させ、「宇和島の特産品による酒類の製造」を全市的な取り組みへと発展させていく。

また、本市は郷土料理百選に選定された「宇和島鯛めし」や「じゃこ天」を筆頭に、郷土料理の種類の豊富さでも知られているところであり、「食談義・ふるさとの味まつり」などの開催にあわせて、本市特有の「郷土料理」の数々に当該事業において製造された酒類を組み合わせ、環境にやさしく、安心安全なスローフードの推奨を行っていく。

こういった事業の取り組みにより、市民は、地産地消の啓発や第1次産業への回帰、後継者支援を行い、都市部においては農山漁村の生活を広め、交流事業を積極的に行い、自然環境にやさしく過ごしやすい市としてのイメージを定着させ、中長期滞在者や移住者の誘致に繋げる。



婦が最も多く、入り込み客数の約4分の1を占めている。これは全国平均に比べても圧倒的に多い数字である。本市においても同様に、霊場巡りを含め夫婦での旅行が多く、反面若年層の旅行者が極めて少ない。

そこで、本計画におけるツーリズム事業推進の取り組みによる集客のターゲットとしても、まずは、2007年より大量定年を迎える団塊の世代の夫婦にアピールする。

地元住民についても、もてなしの心をもって家族同様に温かく「お客様」を迎えることを学びあい、また、旅行者から都市部の生活情報等について教えてもらうことによって、人と人とのつながりの大切さに改めて気づくことができ、そのつながりによるリピーターの確保が期待できる。

また、比較的交通アクセスの悪い農山漁村地域への誘客、並びに滞在時間の増加に伴い、市街部への宿泊者の増加も期待でき、中心市街地へも活気をもたらすことができる。

1を占めている。これは全国平均に比べても圧倒的に多い数字である。本市においても同様に、霊場巡りを含め夫婦での旅行が多く、反面若年層の旅行者が極めて少ない。

そこで、本計画におけるツーリズム事業推進の取り組みによる集客のターゲットとしても、まずは、平成19年より大量定年を迎えている団塊の世代の夫婦にアピールする。

地元住民についても、もてなしの心をもって家族同様に温かく「お客様」を迎えることを学びあい、また、旅行者から都市部の生活情報等について教えてもらうことによって、人と人とのつながりの大切さに改めて気づくことができ、そのつながりによるリピーターの確保が期待できる。

また、比較的交通アクセスの悪い農山漁村地域への誘客、並びに滞在時間の増加に伴い、市街部への宿泊者の増加も期待でき、中心市街地へも活気をもたらすことができる。

目標数値 (単位：1～3・万人 4、5・件)

目標年 (平成)	17年 (実績)	20年	22年	24年
1 総入 込客数	218	220	224	228
2 交流 人口数	34	38	40	44
3 産業 観光客 数	18	19	20	22
4 農家 民宿 (レスト ン)開業 者	1	5	10	15
5 濁酒 —— —— 製造業 者	0	1	2	5

目標数値 (単位：1～3・万人 4、5・件)

目標年 (平成)	19年 (実績)	22年	24年	26年
1 総入 込客数	206	210	215	220
2 交流 人口数	32	40	42	44
3 産業 観光客 数	17	20	22	24
4 農家 民宿 (レスト ン)開業 者	3	5	8	12
5 特定 酒類及 び特産 酒類製 造業者	1	2	3	4

(2) 特産品販売における効果

本市では、地域で生産された農産物の直販所を3箇所設置しており、民間による直販所も点在している。

今後、ツーリズムと併せた特産品開発や今回特区の認定を受けての「濁酒」製造並びに販売を行うことで、直販所の役割も拡大し、市場が活性化していくことが見込まれる。それにより、第1次産業従事者自らが、生産したものの販売や加工を行い、新たな販路の開拓やマーケティングにあわせた商品の質の向上を図ることが期待でき、農家の所得向上並びに生産意欲の向上に繋がる。

(3) 周辺効果

特産品販売並びにツーリズム事業の浸透により、本市への来訪者が徐々に増加していくことが見込まれる中、気候も温暖で人情豊かな自然あふれる地域として、来訪者に対し「住みやすい地域」というイメージを定着させていきたい。「住みやすい地域」というイメージを持っていただくことにより、移住者の呼び込みが期待でき、人口の流出に歯止めをかけることができる。

また、地域イベントにあわせた、体験型観光の交流事業を実施することにより、定量的な誘客が確保できる。

8 特定事業の名称

707 \_\_\_\_\_ 特定農業者による濁酒の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特区内で開催されるイベントとのタイアップ

(2) 特産品販売における効果

本市では、地域で生産された農産物の直販所を3箇所設置しており、民間による直販所も点在している。

今後、ツーリズムと併せた特産品開発や今回特区の認定を受けての「特定酒類」や「特産酒類」の製造並びに販売を行うことで、直販所の役割も拡大し、市場が活性化していくことが見込まれる。それにより、第1次産業従事者自らが、生産したものの販売や加工を行い、新たな販路の開拓やマーケティングにあわせた商品の質の向上を図ることが期待でき、農家の所得向上並びに生産意欲の向上に繋がる。

(3) 周辺効果

特産品販売並びにツーリズム事業の浸透により、本市への来訪者が徐々に増加していくことが見込まれる中、気候も温暖で人情豊かな自然あふれる地域として、来訪者に対し「住みやすい地域」というイメージを定着させていきたい。

「住みやすい地域」というイメージを持っていただくことにより、移住者の呼び込みが期待でき、人口の流出に歯止めをかけることができる。

また、地域イベントにあわせた、体験型観光の交流事業を実施することにより、定量的な誘客が確保できる。

8 特定事業の名称

707 (708) \_\_\_\_\_ 特定農業者による特定酒類の製造事業  
709 \_\_\_\_\_ 特産酒類の製造事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特区内で開催されるイベントとのタイアップ

「産業まつり」、「きなはいや吉田三

「産業まつり」、「きなはいや吉田三万石」、「コスモスまつり」、「しらうおまつり」など、市内で収穫、加工した特産品の販売・体験を推進するイベントを開催。安全安心な食材を求める周辺からの消費者も見込め、交流人口の拡大が望める。

(2) 推奨品認定制度

宇和島市内で生産・製造・加工された優れた特産品を宇和島市推奨品として認定することにより、品質向上の推進及び販売促進を図る。

万石」、「コスモスまつり」、「しらうおまつり」など、市内で収穫、加工した特産品の販売・体験を推進するイベントを開催。安全安心な食材を求める周辺からの消費者も見込め、交流人口の拡大が望める。

(2) 推奨品認定制度

宇和島市内で生産・製造・加工された優れた特産品を宇和島市推奨品として認定することにより、品質向上の推進及び販売促進を図る。

2 別紙

<旧>	<新>
<p>(別紙)</p> <p>1 特定事業の名称 707 _____ 特定農業者による <u>濁酒</u> _____ の製造事業</p> <p>2 当該規制の特例措置を受けようとする者 構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を併せ営む農業者で、<u>自ら生産した米</u> _____ _____ _____ _____ を原料として濁酒 _____ を製造しようとする者</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日</p> <p>4 特定事業の内容 ① 事業に関与する主体 上記2に記載の<u>認定計画特定農業者</u>で、酒類製造免許を受けた者 ② 事業が行われる区域 宇和島市の全域 ③ 事業の実施期間 上記2に記載の<u>認定計画特定農業者</u>が、酒類製造免許を受けた日以降 ④ 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の<u>認定計画特定農業者</u>が、濁酒 _____ の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒 _____ を製造する。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 当該規制の特例措置により、農家レストラン（飲食店）、農家民宿、旅館などを併せ営む農業者が、<u>自ら生産した米</u> _____</p>	<p>(別紙)</p> <p>1 特定事業の名称 707 <u>(708)</u> 特定農業者による <u>特定酒類</u>の製造事業</p> <p>2 当該規制の特例措置を受けようとする者 構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家レストラン（飲食店）、農家民宿など）を _____ 営む農業者で、<u>米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る）</u>を原料として<u>特定酒類（その他の醸造酒（以下「濁酒」という。）又は果実酒）</u>を製造しようとする者</p> <p>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた日</p> <p>4 特定事業の内容 ① 事業に関与する主体 上記2に記載の _____ 者で、酒類製造免許を受けた者 ② 事業が行われる区域 宇和島市の全域 ③ 事業の実施期間 上記2に記載の _____ 者が、酒類製造免許を受けた日以降 ④ 事業により実現される行為や整備される施設 上記2に記載の _____ 者が、濁酒<u>又は果実酒</u>の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒<u>又は果実酒</u>を製造する。</p> <p>5 当該規制の特例措置の内容 当該規制の特例措置により、農家レストラン（飲食店）、農家民宿、旅館などを _____ 営む農業者が<u>米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令</u></p>

を原材料として濁酒を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準を適用しないものとなり、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、滅びつつある地域文化としての酒蔵の新しい継承の方法であり、新たな地域ブランドの創造による地域の活性化にも繋がる。

また、「農家レストラン」、「濁酒製造」を核としたツーリズムメニューを各地域において推進し、多彩な体験滞在型の観光メニューを創出していき、アクセスの悪い圏域に旅行者を呼び込むことにより、市全体に活気をもたらし、「気候も温暖で人情豊かな自然あふれる住みよい地域」としてのイメージを定着させ、中長期の滞在者並びに移住者の誘致へと繋げていくことができる。

以上により、本市において当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

市では、今回特区の普及啓発にあわせて、無免許製造の防止等、その他の酒税法上の規定に違反のないよう、定期的に広報紙等による啓発、並びに現地指導により監督を行っていく。

で定めるものに限る)又は果実(自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る)を原材料として濁酒又は果実酒を製造しようとする場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

このことは、滅びつつある地域文化としての酒蔵の新しい継承の方法であり、新たな地域ブランドの創造による地域の活性化にも繋がる。

また、「農家レストラン」、「酒類製造」を核としたツーリズムメニューを各地域において推進し、多彩な体験滞在型の観光メニューを創出していき、アクセスの悪い圏域に旅行者を呼び込むことにより、市全体に活気をもたらし、「気候も温暖で人情豊かな自然あふれる住みよい地域」としてのイメージを定着させ、中長期の滞在者並びに移住者の誘致へと繋げていくことができる。

以上により、本市において当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税の納税義務者として必要な申告納税や記帳業務が発生し、税務当局の検査・調査の対象とされる。

市は無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

(別紙)

#### 1 特定事業の名称

709 特産酒類の製造事業

#### 2 当該規制の特例措置を受けようとする者

構造改革特区内において生産された地域の特産物(ヤマモモ、タロッコ)を原料とした果実酒又は地域の特産物(宮川早生、南柑20号、今津ボンカン、白柳、せとか、タロッコ、キウイフルーツ、あんず、梅、イチゴ)を原料としたリキュール

	<p><u>ルを製造しようとする者</u></p> <p><u>3 当該規制の特例措置の適用の開始の日 本構造改革特別区域計画の認定を受けた 日</u></p> <p><u>4 特定事業の内容</u></p> <p>① <u>事業に関与する主体</u> <u>上記2に記載の者で、酒類製造免許 を受けた者</u></p> <p>② <u>事業が行われる区域</u> <u>宇和島市の全域</u></p> <p>③ <u>事業の実施期間</u> <u>上記2に記載の者が、酒類製造免 許を受けた日以降</u></p> <p>④ <u>事業により実現される行為や整備 される施設</u> <u>上記2に記載の者が、地域の特産物を 原料とした果実酒又はリキュールの提 供・販売を通じて地域の活性化を図るた めに特産酒類を製造する。</u></p> <p><u>5 当該規制の特例措置の内容</u> <u>当該規制の特例措置により、構造改革特 別区域内において、当市が指定する地域 の特産物であるヤマモモ、タロッコを原 料とした果実酒又は宮川早生、南柑20号、 今津ポンカン、白柳、せとか、タロッコ、 キウイフルーツ、あんず、梅、イチゴを 原料としたリキュールを製造しようとし る場合には、酒類製造免許に係る最低製 造数量基準（6キロリットル）が果実酒 については2キロリットル、リキュール については1キロリットルにそれぞれ引 き下げられ、より小規模な主体も酒類製 造免許を受けることが可能となる。</u> <u>このことにより、地域の特産品を新たな 地域ブランドとして、再生させることが でき、地域の活性化にも繋がるほか、地 元海産物や郷土料理にあう味を多彩に作 り出すことが可能となり、作り手の顔が 見える安全な商品を提供することによ り、地産地消の意識啓発にも繋がる。</u> <u>以上により、本市において当該特例措 置の適用が必要である。</u> <u>なお、当該特定事業により酒類の製造免 許を受けた場合、酒税の納税義務者とし</u></p>
--	--

	<p><u>て必要な申告納税や記帳業務が発生し、</u> <u>税務当局の検査・調査の対象とされる。</u> <u>市は無免許製造を防止するために制度</u> <u>内容の広報周知を行うとともに、酒税法</u> <u>の規定に違反しないよう、指導及び支援</u> <u>を行う。</u></p>
--	---